

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

宮古島市国民健康保険に加入している方のうち、被用者（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり、感染が疑われている方で、勤務することができずに給与等の全部または一部の支払いを受けることができない場合に傷病手当金を支給します。

● 支給対象者

給与所得者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり、感染が疑われる方

● 支給要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため働くことができないこと

原則として、事業主、医療機関の証明が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、医療機関の証明が不要となる場合があります。

- (2) 4日以上仕事を休んでいること

発熱等の症状があつて、最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日（1日目）となります。

起算日から数えて3日経過した後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が支給対象日となります。

- (3) 仕事を休んだ期間について給与等がもらえないこと

給与等が支払われている場合でも、規定により算出される傷病手当の額より少ないときは、その差額を支給します。

● 支給額

$(\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の収入額を就労日数で除した金額}) \times 2 / 3 \times \text{日数}$ （支給対象となる日数）

※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※1日あたりの支給額には限度があります。

● 適用期間

令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で、療養のため仕事をすることができない期間

※入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで

● 申請方法

最寄りの市役所 国民健康保険担当窓口にて受け付けます。

【 申請に必要なもの 】

原則として、下の申請書①～④の提出が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、④（医療機関用）の提出が不要となる場合があります。

	申請に必要なもの
1	国民健康保険傷病手当金支給申請書①（世帯者記入用）
2	国民健康保険傷病手当金支給申請書②（被保険者記入用）
3	国民健康保険傷病手当金支給申請書③（事業主記入用）
4	国民健康保険傷病手当金支給申請書④（医療機関記入用）
5	被保険者証
6	印鑑（朱肉を要するもの）
7	振込口座の確認ができるもの

※自宅療養の方は保健所からの就業制限に関する通知文書を提出

申請には、事業主の証明書（申請書③）及び医師の意見書（申請書④）が必要になります。申請の際は、記載の注意事項も確認のうえ、申請ください。

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

宮古島市国民健康保険課

担当：庶務給付係

電話：73-1973